

# 第2章

## 全ての子供・若者の 健やかな育成

### 第1節 自己形成のための支援

#### 1 日常生活能力の習得

##### (1) 基本的な生活習慣の形成

子供の心身の健康や意欲は、正しい生活習慣の下での充足感のある生活が基盤となる。生活習慣づくりは、自己管理能力を身に付けていく基礎になることも期待される。

##### ア 学校教育における取組（文部科学省）

学校教育では、道徳や特別活動をはじめ学校の教育活動全体を通じて、基本的な生活習慣の形成を図るための指導が行われており、特に小学校低学年において、挨拶などの基本的な生活習慣や社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人としてしてはならないことに関する指導を重視している。

また、平成27（2015）年に学習指導要領の一部改正等を行い、平成30（2018）年度から小学校、平成31（2019）年度から中学校において、「特別の教科 道徳」を全面实施することとしている。

##### イ 社会全体で取り組む子供の生活習慣づくり（文部科学省）

文部科学省は、早寝早起きや朝食をとるといった子供の望ましい基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させるため、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会や民間団体と連携して、平成18（2006）年から「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進している（第2-1図）。同運動ではPTAをはじめ、経済界、メディア、有識者、市民活動団体、教育・スポーツ・文化関係団体、読書・食育推進団体、行政などの参加を得て、子供の基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる運動、ウェブサイトによる情報提供などを展開している。平成28（2016）年度には、運動開始10周年を記念し、記念誌の作成や記念フォーラム・式典を開催した。

また、平成27（2015）年度から、家庭と学校、地域の連携による中高生を中心とした子供の生活習慣改善のための実証研究として、「中高生を中心とした生活習慣マネジメント・サポート事業」を実施しており、同事業において、平成26（2014）年度に作成した中高生や

保護者などを対象とした普及啓発資料や指導者用資料を活用しつつ、地域における先進的な取組を支援し、その効果を検証・分析した上で、広く周知し、効果的かつ実践的な生活習慣改善の取組を全国

第2-1図 早寝早起き朝ごはんに関する小学校低学年とその保護者向けリーフレット



(出典) 早ね早おき朝ごはんコミュニティサイト (<http://hayanehayaoki.jp>)

に推進している。

また、平成29（2017）年度より、独立行政法人国立青少年教育振興機構と連携協力し、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を促進するための「早寝早起き朝ごはん」フォーラム事業や、中学生の基本的な生活習慣の維持・定着・向上を測るための「早寝早起き朝ごはん」推進校事業を実施している。

### ウ 青少年教育施設における取組（文部科学省）

青少年教育施設は、集団宿泊体験を通じて規律ある生活をする態度を養うため、学校や青少年団体に対して広く学習の場や機会を提供している。

独立行政法人国立青少年教育振興機構は、学校や青少年団体などが全国の国立青少年教育施設を利用して行う活動に対して、必要な助言・指導などの支援を行っている。

### エ 食育活動の推進（内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省）

子供に対する食育は、心身の成長と人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育てていく基礎となるものである。近年、特に20代の若者において、朝食欠食率の高さや偏った栄養摂取といった食生活の乱れが見られるが、子供の頃から食に対する基本的な知識や習慣を身に付け、意識を高め、心身の健康を増進する健全な食生活を実践することができるようになるためには、家庭や学校、地域において取り組むことが重要である（第2-2図）。

平成28（2016）年度からの5か年計画である「第3次食育推進基本計画」（平成28年3月18日食育推進会議決定）においては、従来の取組を継続しつつ、食育に関する知識、意識、実践について課題が多い若い世代を中心とした食育の推進を重点課題の一つとし、栄養バランスに配慮した食生活を実践する若い世代を増やす等、若い世代に関する目標も新たに設けて、子供や若者の食育の推進に一層取り組むこととしている。

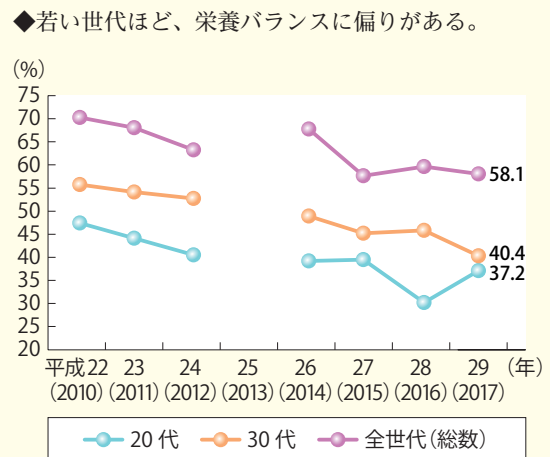
学校教育では、幼稚園教育要領や学習指導要領に食育の推進に係る記述が盛り込まれ、その内容の充実が図られている。文部科学省は、食に関する指導を行う栄養教諭の配置を促進しており、平成29（2017）年5月現在、全国の公立小中学校等で6,092名が配置されている。

厚生労働省は、妊娠中から適切な食生活を支援し、乳幼児期からの望ましい食習慣の定着を図るため、妊産婦や子育て家庭を対象とした食に関する学習機会や情報の提供を推進している。

農林水産省は、健全な食生活の実現に当たり、「食育ガイド」や「食事バランスガイド」の活用を促進するほか、ごはんを中心に多様な副食を組み合わせ栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践や、食や農林水産業への理解を深めるための教育ファーム<sup>1</sup>の実施などの食育を推進している（第2-3図）。

内閣府の食品安全委員会は、ホームページに「キッズボックス」を設け、子供向けの食品安全に関する情報をイラストを用いて分かりやすく解説している。また、小学校5・6年生とその保護者を対象とし、食品安全委員会委員との意見交換を通して食の安全について楽しく学び、理解を深めてもら

第2-2図 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている人の割合



(出典) 農林水産省「食育に関する意識調査」  
(注) 平成25年度は、本間についての調査は行っていない。

1 自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として、農業者団体等が生産現場に消費者を招き、一連の農作業等の機会を提供する取組。

う「ジュニア食品安全委員会」を夏休み期間中に開催している。

## (2) 規範意識等の育成（警察庁、総務省、文部科学省）

近年、いじめの社会問題化や重大事件の続発など、子供の問題行動は教育上の大きな課題となっており、善悪の判断といった規範意識や倫理観の育成を図ることが、これまで以上に求められている。このため、学校・家庭・地域が十分連携を図り、子供の豊かな人間性や社会性を育む取組を進める必要がある。

学校教育では、国語や道徳、特別活動をはじめ学校の教育活動全体を通じて、誰に対しても思いやりの心を持つことや広い心で自分と異なる意見や立場を大切にすることに関する指導が行われている。また、伝え合う力の育成を重視し、発表・討論を積極的に取り入れた学習活動が行われている。

青少年教育施設では、社会性や協調性を育むため、自然体験や集団宿泊体験といった様々な体験活動の機会と場が提供されている。

警察は、職員の学校への派遣や少年警察ボランティアなどの協力により、非行防止教室を開催している。具体的な非行事例を題材にして直接子供に語り掛けることにより、子供自身の規範意識の向上を図り、非行防止に取り組んでいる。また、教育委員会などの関係機関と連携し、中学生や高校生を対象とした犯罪被害者などによる講演会である「命の大切さを学ぶ教室」を開催したり、大学生を対象とした犯罪被害者支援に関する講義を実施したりすることなどを通じて犯罪被害者などへの配慮や協力に関する意識の醸成に努めている。

総務省は、子供のメディアリテラシー<sup>2</sup>を向上させるため、小学生・中学生・高校生用の教材を開発し、広く貸出しを行っている。また、ホームページ<sup>3</sup>にこの教材や小学校・中学校教員を対象とした授業実践パッケージを掲載し、提供している。

## (3) 体験活動の推進（文部科学省）

子供の「生きる力」を育む上で、自然体験をはじめ文化・芸術や科学に直接触れる体験的な活動が重要である。社会で求められるコミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神、責任感、創造力、変化に対応する力、異なる他者と協働する能力を育むためには、様々な体験活動が不可欠である。

近年、学校以外の団体が行う自然体験活動への参加率は減少傾向にあるが（第2-4図、第2-5図）、自然体験や地域活動を多く経験した人の方が、大人になってから、意欲・関心や職業意識が高いことがうかがえる（第2-6図）ことから、国や地方公共団体、地域、学校、家庭、民間団体、民間企業などがそれぞれの立場で自らの役割を適切に果たし連携して社会総ぐるみで、人づくりの“原点”である体験活動の機会を意図的・計画的に創出していくことが必要である。また、NPOや子供会、青年団、青年会議所といった多くの民間団体が、様々な体験活動プログラムを企画・実施しており、これらの団体の活性化も求められている<sup>4</sup>。

### 第2-3図 農業体験活動



「霧島畑んがっこ」の米作り  
(出典) NPO法人霧島食育研究会

2 次の3つを構成要素とする、複合的な能力のこと。

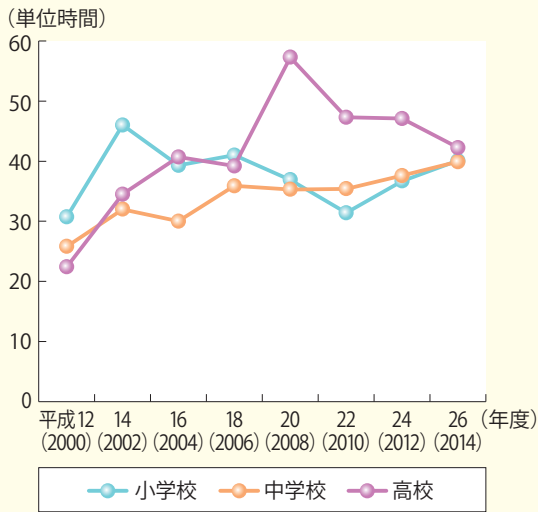
①メディアを主体的に読み解く能力、②メディアにアクセスし活用する能力、③メディアを通じコミュニケーションする能力。特に、情報の読み手との相互作用（インタラクティブ）コミュニケーション能力

3 [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/top/hoso/kyouzai.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/hoso/kyouzai.html)

4 平成25年1月、中央教育審議会は、体験活動の意義や効果を整理するとともに、現在の課題や今後の推進方策について「今後の青少年の体験活動の推進について（答申）」で提言した。

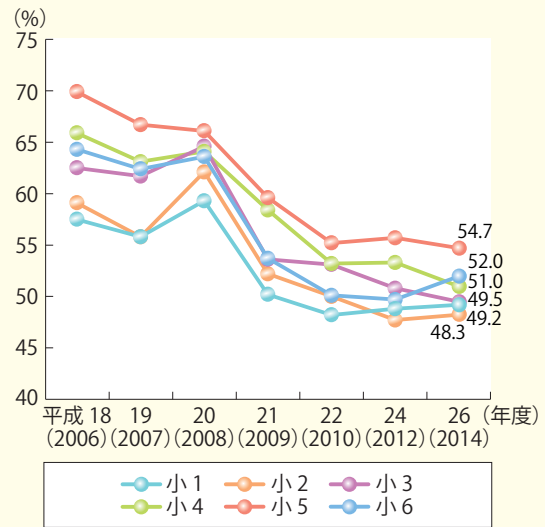
第2-4図 学校における体験活動の実施時間数

◆学校以外の団体が行う自然体験活動への参加率は減少傾向にある。



(出典) 文部科学省調べ  
 (注) 小学校は5年生の1年間で実施する体験活動の総単位時間の平均 (45分を1単位時間)、中学校、高校は2年生の1年間で実施する体験活動の総単位時間の平均 (50分を1単位時間)

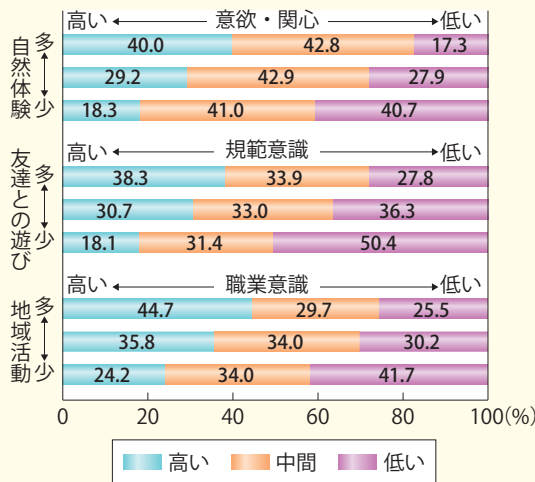
第2-5図 学校以外の団体などが行う自然体験活動への参加率



(出典) 独立行政法人国立青少年教育振興機構 (2016)「青少年の体験活動等に関する実態調査 (平成26年度調査)」  
 (注) 平成23年度及び平成25年度は調査が実施されていない。

第2-6図 子供の頃の体験と大人になってからの意欲・関心等との関係

◆子供の頃に自然体験や地域活動を多く経験した人の方が、大人になってから、意欲・関心や職業意識が高いことがうかがえる。



(出典) 独立行政法人国立青少年教育振興機構「子どもの体験活動の実態に関する調査研究 (平成22年10月)」

文部科学省は、家庭や企業などへ体験活動に対する理解を求めていくための普及啓発を推進するとともに、体験活動の評価・顕彰制度に関する調査研究や体験活動を推進する企業の表彰に取り組んでいる(第2-7図)。また、家庭、学校、青少年関係団体、NPOなどをネットワーク化し、地域における持続可能な体験活動推進の仕組みづくりを支援している。

独立行政法人国立青少年教育振興機構は、社会全体で体験活動を推進する気運を高めるため、青少年団体と連携して、「体験の風をおこそう」運動を推進している(第2-8図)。毎年10月を「体験の風をおこそう推進月間」として、全国各地で体験活動に関する様々なイベントや全国的なフォーラムを実施